

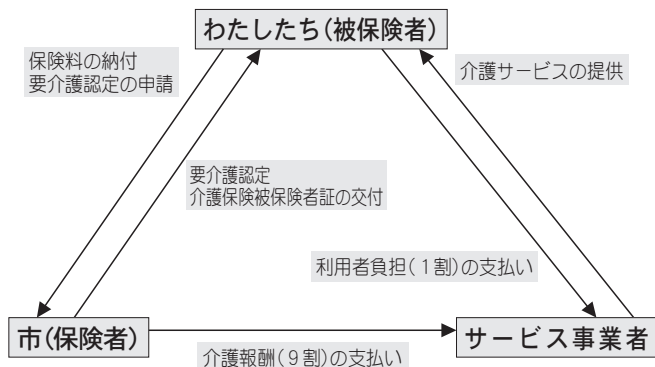
4月から介護保険制度が変わります

平成12年4月に始まった介護保険制度は、老後における介護の不安に広がる社会システムとして定着してきました。しかし、今後急速に進展する高齢化に対して、制度を持続可能なものとするために、平成18年4月から介護保険制度が見直されます。

これから迎える高齢化社会を明るく活力のあるものにするため、介護予防や要支援・要介護状態からの改善を重視した内容に変わります。

介護保険のしくみ

■みんなで支え合う制度です
介護保険制度は、40歳以上の



みなさんが加入者（被保険者）となり、介護が必要となったときには、サービスを利用できる支え合いの制度です。

■介護保険に加入する人

65歳以上の人第1号被保険者：

原因を問わず介護が必要と認定された場合に、介護サービスを利用できます。65歳になったら被保険者証が交付されます。

40歳から64歳の人（第2号被保険者）※医療保険に加入している人：老齢が原因とされる病気等（特定疾病）により介護が必要であると認定された場合に、市の認定を受け、介護サービスを利用できます

○平成18年度から被保険者証が変わります

4月1日からは新しく送られる被保険者証（みどり色）をお使いください。新しい被保険者証は3月下旬に郵送する予定です

す。被保険者証には介護サービスを利用するための大切な情報が記載されています。必ず内容を確認して、大切に保管してください。

65歳以上の人の介護保険料

○平成18年度から介護保険料が変わります

私たちの住むまちの介護サービスにかかる費用の総額（利用者負担を除く）の19%に応じ、65歳以上の人の保険料の基準額が決まります。その基準額をもとに、所得段階別の保険料が決まりますが、平成18年度から所得段階が第5段階から第6段階へと変更されます。

40歳から64歳の人の介護保険料

40歳から64歳の人の保険料の

額は、加入している医療保険の算定方法により決められ、医療保険料と一括して納めます。

■国民健康保険に加入している人：国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められ、国民健康保険税とあわせて世帯主が納めます。

■職場の健康保険に加入している人：各健康保険に設定される介護保険料率と給与および賞与に応じて決められ、医療保険料とあわせて徴収されます。介護保険料は原則として事業主が半分を負担します。

介護サービスを利用する手順

介護サービスを利用するには、市に申請して要介護認定を受ける必要があります。介護サービスを利用するまでの流れは次のようになります。

- ① 申請
- ② 認定調査
- ③ 審査・判定
- ④ 認定・通知
- ⑤ 介護サービス計画の作成
- ⑥ 介護サービス開始

在宅で受けられるサービスの費用のめやす

原則として費用の1割が利用者負担となります。

■介護保険給付の支給限度額：

介護保険の在宅サービスの利用には、要介護状態区分別に保険から給付される上限額（支給限度額）が決められています。

■介護保険給付の支給限度額

要介護状態区分	支給限度額
経過的要介護（要支援）	61,500円
要介護1	165,800円
要介護2	194,800円
要介護3	267,500円
要介護4	306,000円
要介護5	358,300円

施設サービスの費用のめやす

○平成17年10月から改正されています

施設サービスを利用した場合、①サービス費用の1割、②食費、③居住費、④日常生活費のそれぞれの全額が利用者負担となります。短期入所サービスと通所サービスの食費と滞在費も全額利用者の負担となります。

○低所得者には負担限度額が設けられます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、一定額以上は保険給付されます。所得に応

■負担限度額（１日当たり）

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第１段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第２段階	820円	490円	490円 (420円)	320円	390円
第３段階	1,640円	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（ ）内の金額となります。

じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分が給付されます。（特定入所者介護サービス費）

■基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用（１日当たり）。利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、水準となる額が定められます。

◇居住費：ユニット型個室１、９７０円、ユニット型準個室１、６４０円、従来型個室１、６４０円、（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は１、１５０円）、多床室３２０円

◇食費：１、３８０円

■利用者負担の上限

利用者負担段階区分	利用者負担上限額
一般世帯	世帯 37,200円
住民税世帯非課税	世帯 24,600円
・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・高齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円

負担額が高額になったとき

○平成17年10月から改正されています

同じ月に利用したサービスの、利用者負担の合計額（同じ世帯に複数の利用者がいる場合は世帯合計額）が利用者負担の上限を超えた場合、申請により市が認めたときには超えた分が「高額介護サービス費」としてあとから支給されます。

介護保険で利用できるサービス

- 在宅サービス
 - 訪問介護（ホームヘルプサービス）：ホームヘルパーが、介護や家事などの援助をします。
 - 訪問入浴介護：入浴車などで家庭を訪問して、入浴の介助を行います。
 - 訪問看護：主治医の指示のもと、看護師などが家庭を訪問し、看護の支援をします。
 - 訪問リハビリテーション：理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、機能訓練を行います。
 - 通所介護（デイサービス）：デイサービスセンターなどで、入浴、食事、機能訓練などのサービスを日帰りで受けられます。
 - 通所リハビリテーション（デイケア）：介護老人保健施設や病院などで、入浴、食事、機能訓練などのサービスを日帰りで受けられます。
 - 短期入所生活介護／短期入所療養介護（ショートステイ）：短期間、施設に入所しながら、介護や機能訓練を受けることができます。
 - 福祉用具の貸与：車いすやベッドなどの福祉用具の貸し出しをします。
- その他のサービス
 - 居宅療養管理指導：医師や歯

- 科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理指導を行います。
- 特定施設入所者生活介護：有料老人ホームなどでも介護サービスを受けられます。
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）：認知症高齢者が5～9人で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で食事、入浴などの介護や機能訓練を行います。
- 特定福祉用具購入費の支給：排せつや入浴に使われる用具の購入費（支給限度・年10万円）の限度額内の9割を支給します。
- 平成18年4月から指定事業制度を導入します

- 今までは、介護保険の特定福祉用具の購入先に制限はありませんでしたが、適切な福祉用具の利用が行われるよう、指定事業制度を導入します。
- ※指定を受けていない事業者から特定福祉用具を購入した際は給付の対象外となりますのでご注意ください。
- 住宅改修費の支給：家庭の手すりの取り付けや段差の解消などの、小規模な改修の費用（支給限度額・20万円）の限度額内の9割を支給します。
- 4月から事前の申請が必要になります
- 今までは、工事終了後に申請する流れでしたが、利用者の状態にあった住宅改修が適切に行われるために、事前に書類を提出し、審査を受けてから工事をする事前申請制度を導入します。
- ※工事着工後に申請された場合については給付の対象外となりますのでご注意ください。
- 施設サービス
 - 「要介護1」以上の方が利用できます。
 - 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）：日常生活で常介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な場合に入所し、必要な介護等が受けられます。
 - 介護老人保健施設（老人保健施設）：病状が安定した人が家庭に戻るよう、リハビリを中心とする医療ケアと介護を受けられます。
 - 介護療養型医療施設（療養病床等）：長期間にわたる療養上の管理が必要な人に、介護や必要な医療を行います。
 - ※これらのサービスの他に、平成19年度からは介護予防サービスが行われる予定です。

介護保険については
高齢者福祉課
(062-5308)へ。